イ　４の受験資格の⑴から⑶まで及び⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑷の厚生労働大臣の指定する科目を修めた旨を証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ　４の受験資格の⑹に該当する者が提出する書類　厚生労働大臣の言語聴覚士国家試験受験資格認定書の写し

ただし、財団法人医療研修推進財団に認定書の原本を提示し、原本照合を受けなければならない。

オ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えているものが提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

カ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えたものが提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　平成10年９月１日現在の在学証明書

なお、４の受験資格の⑴から⑶まで、⑸及び⑺に該当する者で、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を平成22年３月16日（火曜日）午後５時までに提出すること。

４の受験資格の⑷に該当する者で卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を平成22年３月16日（火曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに上記の書類が提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成21年11月24日（火曜日）から12月11日（金曜日）までの間に財団法人医療研修推進財団へ提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、平成21年12月11日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、35,700円とし、受験手数料の額を財団法人医療研修推進財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成22年２月３日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成22年３月25日（木曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示し、財団法人医療研修推進財団のホームページにおいてもその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　その他　身体、視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年10月30日（金曜日）までに財団法人医療研修推進財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　財団法人医療研修推進財団　東京都港区虎ノ門１丁目22番14号　ミツヤ虎ノ門ビル４階　郵便番号105―0001　電話番号03（3501）6515

言語聴覚士試験委員の公告

第12回言語聴覚士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長	新美　成二		
副委員長	立石　雅子		
委員			
	石田　宏代	市村　恵一	今井　智子
	内山千鶴子	大伴　潔	大森　孝一
	岡部　卓	小川　郁	加我　君孝
	粕谷　英樹	亀山洋一郎	川上　重彦
	鎌原　雅彦	北　義子	熊野　宏昭
	倉内　紀子	小池三奈子	斎藤　純男
	榊原　洋一	佐々木　淳	佐竹　恒夫
	篠原　幸人	菅原　利夫	鈴木　匡子
	瀬戸　淳子	高橋　伸佳	滝浦　真人
	瀧本　勲	長谷川成海	久　育男
	平澤　恭子	廣田　栄子	藤崎　春代
	藤田　郁代	藤谷　順子	藤原　俊之
	藤原加奈江	三村　將	森　悦朗
	森　浩一	山本　豊	矢守　麻奈
	湯本　英二	吉畑　博代	米本　清

第23回臨床工学技士国家試験の施行

臨床工学技士法（昭和62年法律第60号。以下「法」という。）第11条の規定により、第23回臨床工学技士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された財団法人医療機器センターが行う。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

１　試験期日　平成22年３月７日（日曜日）

２　試験地　北海道、東京都、大阪府及び福岡県

３　試験科目　医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）、臨床医学総論（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む。）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学及び医用機器安全管理学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により、学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、法第14条第１号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、３年以上、臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月17日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において２年（高等専門学校にあっては、５年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、１年以上、臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月17日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年３月厚生省告示第97号）

ア　人文科学のうち２科目

イ　社会科学のうち２科目

ウ　自然科学のうち２科目

エ　外国語

オ　保健体育

カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論､保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち８科目

⑶　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第14条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、２年以上、臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（平成22年３月17日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）